

添付法令資料 2 :

韓国国民の刑事裁判参与に関する法律 (目次)  
2017年7月26日法律第14839号により一部改正 同日施行

第1章	総則 (第1条ないし第4条)
第2章	対象事件及び管轄 (第5条ないし第11条)
第3章	陪審員
第1節	総則 (第12条ないし第15条)
第2節	陪審員の資格 (第16条ないし第21条)
第3節	陪審員の選定 (第22条ないし第31条)
第4節	陪審員の解任等 (第32条ないし第35条)
第4章	国民参与裁判の手續
第1節	公判の準備 (第36条及び第37条)
第2節	公判手續 (第38条ないし第45条)
第3節	評議・評決・討議及び判決宣告 (第46条ないし第49条)
第5章	陪審員等の保護のための措置 (第50条ないし第53条)
第6章	研究組織 (第54条及び第55条)
第7章	罰則 (第56条ないし第60条)
附則	